

市町村不妊（不育症）治療等支援制度に関する調査（令和7年9月時点）

市町村	実施概要		問合せ先	HP
名護市	【助成内容】	不妊治療を受けられた方の経済的負担を軽減するために、通院にかかる交通費を助成する。	市民部 健康増進課 健康づくり係 0980-53-1212 (内線158)	https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023110900075/
	【助成対象】	申請日において、以下の全てに該当する夫婦が対象となる。 (1) 婚姻の事実が確認できること。(事実婚含む。)(2) 不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。 (3) 夫婦いずれかが名護市に1年以上住所を有すること。(4) 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。		
	【申請期限】	原則、不妊治療を行った日の属する年度の3月末まで		
国頭村	【助成内容】	一般不妊・生殖補助助成：医療保険が適用となる医療	福祉課 0980-41-2765	http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/birth/childbirth/
	【助成対象】	①法律上の婚姻をしている夫婦 ②村内に住所を有するもの、助成後も3年以上村に住所を有するもの ③世帯員に村税の滞納がないこと ※生殖に関しては妻の年齢が43歳未満の方		
	【申請期限】	治療が終了した日の属する年度内		
	【助成内容】	交通費助成事業：医療機関において受けた医療保険各法の適用となる不妊治療とする。 1年度あたり5万円上限(1kmあたり25円)		
	【助成対象】	①法律上の婚姻をしている夫婦 ②村内に住所を有するもの、助成後も3年以上村に住所を有するもの ③世帯員に村税の滞納がないこと		
	【申請期限】	1回の治療ごとに、治療終了日から起算して1年以内		
大宜味村	【助成内容】	一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精など）本人負担額の1/2の額で1年度5万円を限度に通算2年間助成する。	住民福祉課 0980-44-3003	https://www.vill.ogimi.okinawa.jp/soshiki/jumin_fukushi/gyomuninshin_shussan/270.html
	【助成対象】	・夫婦のいずれか一方もしくは両方が村内に1年以上住所を有し助成後も3年以上村内に住所を有する者。 ・医療保険に加入していること。・夫婦に村税等の滞納がないこと。その他		
	【申請期限】	3月から翌年2月までの診療分について4月から翌年3月までの間に行う。（2025年度は4月から2026年2月までの診療分を2026年3月31日まで）		
	【助成内容】	生殖補助医療（生殖補助医療に要した費用のうち保険診療費の一部負担から高額療養費や付加給付を控除した額）を助成する。1年度15万円を限度に5年間		
	【助成対象】	・夫婦のいずれか一方もしくは両方が村内に1年以上住所を有し助成後も3年以上村内に住所を有する者。 ・医療保険に加入していること。・夫婦に村税等の滞納がないこと。その他		
	【申請期限】	1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内		
	【助成内容】	不妊治療に係る交通費（1回あたり4千円、1年度あたり限度額4万円）		
	【助成対象】	・夫婦のいずれか一方もしくは両方が村内に1年以上住所を有し助成後も3年以上村内に住所を有する者。 ・医療保険に加入していること。・夫婦に村税等の滞納がないこと。その他		
	【申請期限】	上記の一般不妊治療・生殖補助医療に同等。		

東村	【助成内容】	一般不妊治療→タイミング療法、排卵誘発法、人工授精などに要した費用のうち、本人負担額の1/2の額で1年度5万円を限度に通算2年間。 生殖補助医療→体外受精、顕微授精などに要した費用のうち、保険診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付を控除した額を助成。1年度15万円を上限に通算5年間。 不妊治療に関わる交通費→助成金の交付が決定した者において、50Km以上の陸路移動にかかる費用について1回あたり4,000円。1年度あたり4万円を上限とし助成する。	福祉保健課 0980-43-2202	
	【助成対象】	①法律上の婚姻関係にあること ②夫又は妻のいずれか又は両方が本村に1年以上住所を有し、助成後も引き続き3年以上本村に住所を有するもの ③助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと		
	【申請期限】	一般不妊治療→3月診療分から翌年2月診療分までの1年間とし、翌年3月までの間に申請書の提出を行う 生殖補助医療→1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内に申請書の提出を行う		
今帰仁村	【助成内容】	・今帰仁村不妊治療費助成制度 不妊治療（第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療等は除く）の自己負担額2分の1の額で、1年度あたり上限額10万円	健康づくり推進課 地域保健係 0980-56-1234	https://www.nakijin.jp/pagtop/kakuka/fukushi/4/1969.html
	【助成対象】	今帰仁村に1年以上住所を有する夫婦		
	【申請期限】	1年度（3月～翌2月）ごと、各年3月31日まで		
	【助成内容】	・今帰仁村不育治療費助成制度 医療保険対象外の不育治療費の自己負担額2分の1の額で、1治療あたり上限額15万円		
	【助成対象】	今帰仁村に1年以上住所を有する夫婦		
	【申請期限】	治療費の支払が終了した日から1年以内		
本部町	【助成内容】	令和7年4月以降に受けた、一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療、先進医療不妊治療にかかった自己負担額を助成する。（一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療は上限15万円/先進医療不妊治療は上限20万円）	子育て支援課 0980-47-2103	https://www.town.motobu.okinawa.jp/doc/2023111600080/
	【助成対象】	治療日時点で、本部町に住民登録をしてから1年以上経過している方		
	【申請期限】	治療終了後1年以内		
	【助成内容】	令和7年3月までに不妊治療を受けた方へ1回の受診あたり3,000円支給（上限30,000円）		
	【助成対象】	治療初日時点で、本部町に住民登録をしてから1年以上経過している方		
	【申請期限】	診療開始月から1年以内		

伊江村	【助成内容】	①一般不妊治療（15万円以内）②特定不妊治療（25万円以内）③不育治療及び不育症に係る検査（15万円以内）※①～③通算5年	医療保健課 0980-49-2234 0980-49-5000	https://www.iejima.org/document/2015061100024/
	【助成対象】	①戸籍上の夫婦②夫婦の両方又はいずれか一方が、1年以上前から伊江村に住所を有する者③村税等を滞納していない夫婦④医療保健に加入していること		
	【申請期限】	治療の日から1年以内の申請		
	【助成内容】	離島患者通院費助成①船舶運賃②宿泊費（上限5,500円）③車両航送料（1/2）		https://www.iejima.org/document/2023083100014/
	【助成対象】	一般不妊治療、不育治療及び生補助医療を受ける夫婦		
	【申請期限】	治療の日から1年以内の申請		
伊是名村	【助成内容】	伊是名村患者等通院費支援事業：治療に係る交通費及び宿泊費の助成	住民福祉課 保健センター 0980-45-2137	https://vill.izeina.okinawa.jp/topics/1756866474/
	【助成対象】	一般不妊治療を受ける夫婦及び生殖補助医療を受ける夫婦		
	【申請期限】	医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内		
沖縄市	【助成内容】	生殖補助医療：1年度につき一律5万円、先進医療：1回の治療につき上限5万円	こども相談・健康課 母子保健係 099-939-1252	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k029/contents/p00037.html
	【助成対象】	令和7年4月以降に助成対象となる治療を終えている方 ※その他要件有り		
	【申請期限】	令和8年3月31日		
	【内容】	不妊や妊活についての疑問や悩みに関する相談室	こども相談・健康課 母子包括支援係 098-939-1253	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k029/contents/p00038.html
	【対象】	ご本人・パートナー・ご家族や友人・職場などの周囲の方（沖縄市民又は市内在勤者）		
	【開催日】	毎月第1・第3月曜日（①14:00～15:00 ②15:30～16:30）※祝日・年末年始除く、予約必須		
うるま市	【助成内容】	・沖縄県の実施する先進医療不妊治療費助成事業において、助成対象額となった額より、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書に記載の額を控除した額を助成する。 ・助成金の額は夫婦に対し、一年度につき7万円を上限とする。	子育て包括支援課 098-989-0220	https://www.city.uruma.lg.jp/1005006000/contents/p000012.html
	【助成対象】	・夫婦または一方が申請日において、うるま市に住民登録があること。 ・沖縄県の実施する先進医療不妊治療費助成事業において、令和7年2月以降に承認決定通知を受けたものであること。 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。		
	【申請期限】	令和8年3月31日まで（沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた日付が2月以降である場合には、4か月以内）に申請となる。		

恩納村	【助成内容】	医療機関での一般不妊治療に要した費用を1年度につき13万円上限に助成する。 ※食事療養標準負担額、文書料、個室料等は助成の対象外	健康保険課 098-966-1217	https://www.vill.onna.okinawa.jp/living/birth/1484705419/1563410554/
	【助成対象】	※次の要件をすべて満たす方 (1) 産婦人科等の医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた方 (2) 法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日において、夫婦が恩納村に1年以上住所を有している方 (但し、単身赴任等で夫婦のどちらかが、異なる場所に住所を有する場合でも該当することとする) (3) 各種健康保険に加入されている方 (4) 夫婦の前年所得(前年所得が確定していない場合は前々年)の合計額が730万円未満の方 (5) 申請日において、村民税等を滞納していない夫婦		
	【申請期限】	助成期間は、治療開始の月から継続する2年間とする。但し、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合は、その期間を延長することができる。		
	【助成内容】	先進医療不妊治療に要した費用を30万円上限に助成する。		https://www.vill.onna.okinawa.jp/living/birth/1484705419/1563411233/
	【助成対象】	※次の要件をすべて満たす方 (1) 『沖縄県先進医療不妊治療費助成事業』により助成を受けていること (2) 申請日において、村民税等を滞納していない夫婦		
	【申請期限】	治療終了してから、1年以内とする。		
宜野座村	【助成内容】	宜野座村特定不妊治療費助成事業	こどもみらい課 098-968-5024	
	【助成対象】	①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦 ③夫及び妻の前年の所得の合計額が730万未満であること ④村税等を滞納していない夫婦であること 対象となる治療等：配偶者間で行う医療保険が適応されない特定不妊治療(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする)とする。		
	【申請期限】	治療終了後1年以内		
	【助成内容】	宜野座村一般不妊治療費助成事業(助成額：1年度当たり10万円を限度に通算2年間助成する。)		
	【助成対象】	①産科、婦人科若しくは産婦人科等の医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者であること ②法律上の婚姻をしている夫婦であること ③夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦 ④夫及び妻の前年の所得の合計額が730万未満であること ⑤村税等を滞納していない夫婦であること 対象となる治療等：対象医療機関において受けた医療保険各法の適応とはならない一般不妊治療とする。診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一貫として行われる検査を含むものとする。		
	【申請期限】	治療終了後1年以内		

金武町	【助成内容】	①一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、人工受精など） 15万円以内 ②特定不妊治療（体外受精、顕微受精など） 15万円以内 ※沖縄県先進医療不妊治療費助成を受けている方は、それを控除した自己負担額を対象とする。 ③治療に伴う検査 6万円以内 ④不育治療及び不育に関する検査 15万円以内	保健福祉課 保健予防係 098-968-5932	https://www.town.kin.okinawa.jp/soshiki/hoken/fukushika/gyomuannai/5/1/441.html
	【助成対象】	①戸籍上の夫婦 ②申請時点で夫婦の両方またはどちらかが1年以上前から本町に住所を有する者 ※助成範囲は、居住後1年以上経過後の治療等に限る ③各種医療保険に加入している者で、町に収めるべき税等に滞納のない者 ④不育治療を行っている者（※医師の診断書が必要）		
	【申請期限】	治療日から1年以内 助成期間は通算5年（※本町不妊治療費助成を利用している場合、合算して5年となる）		
嘉手納町	【助成内容】	嘉手納町に住む先進医療不妊治療を行っている夫婦に費用の一部を助成	子ども家庭課 母子保健係 098-956-1111 (内線159)	https://www.town.kadena.okinawa.jp/info/n8329.html
	【助成対象】	対象治療 ・沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱に基づき決定通知を受けた治療が対象 対象者 ①沖縄県先進医療不妊治療費助成事業による助成を受けている者 ②法律上の婚姻関係にある夫婦または事実上の婚姻関係にある者 ③申請時において夫婦のいずれか一方又は両方が嘉手納町に1年以上住所を有している者 ④町税等を滞納していない夫婦		
	【申請期限】	治療終了後1年以内		

那覇市	【助成内容】	特定不妊治療のうち保険適用となる治療と併せて実施する厚生労働大臣が告示した先進医療（以下「先進医療不妊治療」）に要する経費の一部を助成する。	那覇市保健所 地域保健課 098-853-7962	https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/bosihoken/iryouhoiyo/sensiniryou.html
	【助成対象】	(1) 令和4年4月1日以降に先進医療不妊治療を開始し、申請時点で治療が終了していること (2) 法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること (3) 夫婦のいずれか一方が那覇市内に住民登録していること (4) 治療開始時点における妻の年齢が43歳未満であること (5) 先進医療として告示された不妊治療を実施しているとして厚生労働省地方厚生局に届出を行い承認された医療機関（実施医療機関）で受けた先進医療不妊治療であること		
	【申請期限】	治療の終了日（「先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書」中の「今回の治療期間」の終了日）が属する年度内 ※予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合があります。		
	【助成内容】	不育症検査のうち厚生労働大臣が告示した先進医療として行われる不育症検査に要する費用の一部を助成する。		https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/bosihoken/iryouhoiyo/fuikukensa.html
	【助成対象】	(1) 申請者が那覇市内に住民登録していること (2) 2回以上の流産・死産の既往がある方 (3) 先進医療として告示された不育症検査を実施しているとして厚生労働省地方厚生局に届出を行い承認された医療機関で受けた先進医療として行われた不育症検査であること		
	【申請期限】	検査が実施された日（「不育症検査費用助成検査受検証明書」中の「検査実施日」）が属する年度内 ※予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合があります。		
座間味村	【助成内容】	通院費用・・・船舶運賃8割、宿泊費の助成（4,000円上限/泊/回）	住民課 098-896-4045	https://www.village.zamami.okinawa.jp/news/m/2025/02/post-787.php
	【助成対象】	本村に居住し、かつ、住民基本台帳に記録され、不妊治療中のもの		
	【申請期限】	6ヵ月以内		
栗国村	【助成内容】	治療目的で渡航する航空運賃又は船舶運賃と宿泊費を補助	民生課 098-988-2017	https://www.village.aguni.okinawa.jp/kennkouhoususiritokan/1210.html
	【助成対象】	不妊治療を受ける夫婦		
	【申請期限】	医療を受けた日から3ヵ月以内		
南大東村	【助成内容】	年8回、渡航費・宿泊費を助成	福祉民生課 保健センター 09802-2-2116	
	【助成対象】	専門医の治療が必要とする者		
	【申請期限】	特になし（年内）		

北大東村	【助成内容】	北大東村特定患者通院にかかる渡航費助成	福祉衛生課 098-023-4567	
	【助成対象】	不妊治療で本島の医療機関に通っている夫婦		
	【申請期限】	治療のために渡航する前に事前申請		
久米島町	【助成内容】	特定不妊治療等に係る渡航費助成（※条件あり）	こども未来課 098-985-7115	
	【助成対象】	往復1万円限度		
	【申請期限】	1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内		
豊見城市	【助成内容】	先進医療不妊治療費について県の助成を受けた方に対し、1回の治療につき県助成額を控除した額（自己負担額）を上限7万円までとし助成する。	こども未来部 子育て支援課 098-850-0143	https://www.city.tomigusuku.lg.jp/kosodate_kyoku/ninshin_shussan/8535.html
	【助成対象】	沖縄県等の先進医療不妊治療費助成事業の助成を受けた方		
	【申請期限】	助成対象治療が終了した日から1年以内		
西原町	【助成内容】	保険適用外となっている先進医療不妊治療の費用の一部を助成（年度につき7万円を限度とする）	福祉部こども課 098-945-5311	https://www.town.nishihara.okinawa.jp/soshiki/8/7919.html
	【助成対象】	町内に住民登録があり、沖縄県の先進医療不妊治療費助成事業の承認決定を受けた者		
	【申請期限】	沖縄県先進医療不妊治療費助成事業の承認決定を受けた日又は治療終了日から4か月以内		
宮古島市	【助成内容】	通院に係る渡航費上限13,000円、宿泊費1泊あたり8,000円上限（2泊まで）、回数制限無し	健康増進課 0980-73-1978	www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/seikatukankyoku/kenkou/oshirase/2015-0403-1359-77.html
	【助成対象】	一般不妊治療・生殖補助医療、不育症検査・治療（県内・県外）		
	【申請期限】	一般不妊治療・生殖補助医療：治療期間終了日から6か月 不育症検査・治療：通院した日から6か月		
石垣市	【助成内容】	本市以外での通院治療を余儀なくされている方々の渡航費等の一部を助成	健康福祉センター 0980-88-0088	https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kenko_fukushi/21/11263.html
	【助成対象】	本市に住民登録があり、本市以外の医療機関へ治療が必要と医師が認め、次の①又は②に該当する方。 ①不妊治療（生殖補助医療）を保険診療として受診している方と、その法律上婚姻関係にある方。 ②不妊治療（生殖補助医療）を年齢制限や回数の制限により保健診療で受けることができなかった方と、その方の法律上婚姻関係にある方。		
	【申請期限】	診療月より6か月以内		
与那国町	【助成内容】	通院治療に係る渡航費（航路及び航空運賃、宿泊）の一部を助成	長寿福祉課 0980-87-3575	
	【助成対象】	生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦		
	【申請期限】	年度末		